

泉大津市移動支援サービスの利用について

平成 29 年 4 月

◆移動支援事業の概要

(1) 移動支援事業とは…

移動支援事業とは、単独では外出が困難な障がい者(児)が、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

(2) 対象者

移動支援事業の対象となる方は、原則として泉大津市内にお住まいで、外出時に移動の支援が必要と認められる以下の障がい者(児)です。

ただし、障がい福祉サービスの重度訪問介護、行動援護、同行援護等の受給により、これらのサービスの利用による外出時の移動の支援を受けることができる方を除きます。

障がい種別	対象となる要件
身体障がい者	身体障がい者手帳をお持ちの、下肢機能、体幹機能または脳原性運動機能障がいによる肢体不自由の障がいの程度が1級である全身性障がい者で、屋外での単独移動が困難な車イスを利用する人。
知的障がい者	療育手帳をお持ちで、日常生活動作のうち移動に全介助又は部分介助を必要とし、屋外での単独移動が困難な人。
精神障がい者	障がい等級が1級または2級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちで、精神障がい者保健福祉手帳用または障がい年金の申請に係る精神の障がい用の診断書において、日常生活の能力の程度が次のいずれかの状態であるため、屋外での単独移動が困難な人。 ①身のまわりのことはほとんどできない。 ②日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
障がい児	上記いずれかの対象となる要件を満たす身体障がい児、知的障がい児または精神障がい児で、屋外での単独移動が困難な原則小学校1年生以上の児童。

(3) 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合は費用の1割ですが、利用者の属する世帯(※)の所得の区分によって、月額の負担上限額は次のとおり軽減されます。

なお、利用に伴って必要となる交通費や入場料等については、利用者本人の負担となります。

所得の区分	生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯
負担上限月額	0円(利用者負担なし)	0円(利用者負担なし)	4,000円

※18歳未満の障がい児の場合は世帯全体、18歳以上の障がい者の場合は本人と配偶者

(4) 対象となる外出の範囲

移動支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて、市町村の判断により実施するものとされています。

本市におきましては、本事業の趣旨や目的に沿った3つの考え方を原則として、移動支援の対象となる外出の範囲や支援の方法を定めています。

個々の具体的な事例については、◆Q&A集をご参照ください。

①自立支援給付等優先の原則

障がい者の外出を支援するサービスとしては、現行制度上、障がい福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」および「行動援護」があり、これら障がい福祉サービスで対応されていない部分を移動支援事業が補完する形となっています。

このため、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」および「行動援護」を利用できる障がい者については、これら自立支援給付が優先適用されます。

②公費支出としての原則

移動支援事業は、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、通勤、営業活動など経渓活動に係る外出や、宗教活動、政治活動に係る外出については支援の対象外となります。

その他の外出先についても、公序良俗に反するなど社会通念上適当でない外出や、ギャンブルなど社会生活上必要不可欠とは認められない外出は支援の対象外となります。

③適正なサービス維持のための原則

移動支援事業も公的な支援サービスの一つである以上、他の障がい福祉サービス等と同様に、障がい者個々のニーズに応じながらも、公平かつ公正な支給決定を行うとともに、安全確保にも十分に留意し、利用者に対する支援を継続して行っていく必要があります。

このため、支援の対象となる外出から通園・通学・通所など通年かつ長期にわたるもの除去とともに、支援にあたっては公共交通機関の利用を原則とするなど、利用者および事業者に対して適切な制度へのご理解とご協力を願っています。

(5) 支給時間数

支給時間数については、外出の目的や場所、1回あたりに要する時間など利用者の意向を勘案し、個別に給付決定を行いますが、1か月あたりの支給決定時間数の上限は以下のとおりとなります。

障がい種別	1か月の支給決定時間数の上限
身体障がい者	
知的障がい者	40時間
精神障がい者	
障がい児	30時間(8月のみ50時間)

◆Q&A集

Q1. グループホームやケアホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A1. グループホーム、ケアホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用することはできません。

なお、居宅介護(通院等介助)に関しては、一月に2回を限度として、サービスの利用が認められる場合があります。

Q2. 施設入所中(障がい者総合支援法および介護保険に基づく入所施設等)の者が一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A2. 施設入所者への日常生活支援については、基本的には施設職員によって対応されるべきものですが、施設入所支援のサービスと重複しない一時帰宅時(入所施設から自宅までの往路・復路を含む。)及び地域移行を目的とした外出には移動支援の利用が可能です。

Q3. 移動支援の利用に年齢による制限はありますか。

A3. 移動支援は、その障がいによって単独では外出が困難な障がい者(児)に対して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスですので、障がいの有無に関わらず単独での外出が困難と思われる未就学児については、本来保護者にその監護責任があることから、原則として支援の対象外としています。

Q4. 利用者の家族がガイドヘルパーとして従事し、その家族である利用者の移動支援に従事することはできますか。

A4. 生計を一にする家族等がガイドヘルパーとして支援を行うことは、サービス提供の開始時刻および終了時刻に疑義が生ずることから、これを移動支援として認めるることはできません。

Q5. 重度訪問介護、同行援護または行動援護とあわせて移動支援を利用できるのでしょうか。

A5. 重度訪問介護、重度障がい者等包括支援、同行援護または行動援護の利用により、外出の支援を受けることができる方については、これらのサービスを優先して利用いただきます。

Q6. 介護保険によるサービスとあわせて移動支援を利用できるのでしょうか。

A6. 介護保険により利用可能な同種のサービスがある場合には、介護保険サービスを優先して利用していただくことになります。通院や公共機関への手続き、普段の必要な買い物などについては、介護保険サービスにより対応できますので、移動支援の利用はできません。

Q7. ガイドヘルパーの交通費等は誰が負担するのですか。

A7. 利用者宅からの外出にかかる公共交通機関等の交通費については、利用者がガイドヘルパー

の分も負担してください。なお、利用に伴って必要となる観劇・映画・コンサートなどの入場料についても、会場内でも支援を行う必要があることを前提として、同様に利用者本人がガイドヘルパーの分も負担することとなります。

Q8. ガイドヘルパーの食事の費用は誰が負担するのですか。

A8. 原則としてガイドヘルパー自身が負担します。ただし、実際の支援の場においては様々な状況があると思われますので、利用の際に事業者と調整いただきますようお願いいたします。

Q9. キャンセル料の負担はどうなりますか。

A9. キャンセル料の負担については、事業者との契約時に取り決めをしていただきますようお願いいたします。

Q10. 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。また、院内での介助の取扱いはどのようになりますか。

A10. 居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)の対象者や介護保険の被保険者については、障がい福祉サービスおよび介護保険制度を優先して利用することになります。

なお、院内での介助については、基本的には院内のスタッフによって対応されるべきものですが、医療機関における院内スタッフによる対応が困難な場合で、障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合もあります。(通院時の院内介助の取扱いについては、Q&A末尾の＊1を参照してください。)

Q11. 一回の外出時に、往路は居宅介護による通院等介助、帰路は移動支援により食堂やレストランでの食事という利用は可能ですか。

A11. 目的地までの行きと帰りによって外出の内容が異なり、複数の制度のサービスを使い分ける必要がある場合には、障がい福祉サービスである居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)を優先して利用のうえ、対応できない部分を移動支援のご利用で補うこととなります。

Q12. 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A12. 入院および退院にかかる移動については、障がい福祉サービスである居宅介護(通院等介助や通院等乗降介助)を優先して利用することになりますが、入院または退院の際に他の目的地に立ち寄られる場合には、移動支援を利用していただくことになります。

Q13. ガイドヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A13. 移動支援による外出については、公共交通機関の利用を原則としています。車を利用しての移動支援は、車両運転中の事故も懸念されることから、原則として認めていません。

なお、目的地によって公共交通機関の利用が非常に困難である場合など、やむを得ず車を利用する際には必ず事前にご相談ください。その場合であっても、ガイドヘルパー自身が運転を行うのであれば、道路運送法上の許可または登録を受けていること、直接支援を行っていない運転時間中は移動支援の算定対象としないことが条件となります。

Q14. 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A14. 複数の目的地に行くことに対する制限はありません。

Q15. 家族等が目的地まで送迎した場合に、目的地のみで移動支援を利用することができるでしょうか。

A15. 移動支援のサービスの起点・終点は、出発地および終了地ともに自宅を原則としていますが、目的地が移動支援の対象となる場所であり、現地にて移動の介助または外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う場合には、目的地のみでの移動支援の利用も可能です。

ただし、単に目的地において障がい者(児)を預かることを目的とする、いわゆる『預かり行為』については、障がい者(児)の外出支援という移動支援本来の趣旨・目的に沿わないものと考えられますので利用対象外となります。

Q16. 遠足、社会見学などの学校行事で外出する際に、移動支援を利用することはできますか。

A16. 授業の一環である学校行事については、学校で対応すべきものであるため、移動支援の対象外となります。

Q17. スーパー銭湯や温泉などにおいて、入浴に伴う介助は移動支援の対象となりますか。

A17. 入浴に伴う介助は本来、移動支援の対象ではありませんが、スーパー銭湯や温泉などの入浴の際に、ガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、入浴に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。(介助等の支援が必要である場合については、Q & A末尾の＊2を参照してください。)

なお、居宅に浴室がない、または狭くて十分な介助が行えないなどの事情により、居宅での入浴ができないときは、入浴が可能な最寄りの公衆浴場等である場合に限り、居宅介護(身体介護)による入浴介助(当該公衆浴場等までの移動を含む。)を利用することができますのでご相談ください。

Q18. 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中での介助も移動支援の対象となりますか。

A18. プール遊泳中の介助は本来、移動支援の対象ではありませんが、プールでの遊泳の際に、ガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、入浴に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。(介助等の支援が必要である場合については、Q & A末尾の＊2を参照してください。)

Q19. 目的地までの送迎に移動支援を利用した場合、現地での待ち時間の扱いはどのようにになりますか。

A19. プールやスーパー銭湯を利用したり、映画や観劇などを観賞したりする時間については、その間もガイドヘルパーによる介助等の支援が必要である場合には、遊泳・入浴・トイレ等に伴う介助を含めて移動支援の対象となりますが、目的地での単なる待ち合いの場合には、待機時間として移動支援の対象とはなりません。（介助等の支援が必要である場合については、Q&A末尾の＊2を参照してください。）

Q20. 事業者が企画・主催した旅行・遠足等のレクリエーション活動に、移動支援を利用することはできますか。

A20. ガイドヘルパー派遣事業者が主催するレクリエーション活動については、常時支援を行うべきガイドヘルパー自身の慰労・慰安の目的が無いものに限り利用することができます。

Q21. 通所先から自宅までの途中にあるプールを利用する場合、プールから自宅までの間の移動に移動支援を利用することはできますか。

A21. 通所先から帰る途中あるいは向かう途中に目的地に立ち寄る場合には、通所先から目的地を経由して自宅までの間の移動に移動支援を利用することができます。

ただし、本市では、通園・通学・通所など通年かつ長期にわたる外出については、移動支援の対象とはしていませんので、これらの利用が実質的な通園・通学・通所のための支援とならないようご留意ください。

Q22. 外出のための用意をしていたが、利用者の具合が突然悪くなり利用を中止した場合の支援はどうなるのでしょうか。

A22. 外出に伴って必要な着替え、準備、排泄などの介助を行っていた時間については、移動支援の算定の対象とすることができますが、単なる見守り又は外出のための声掛けを行っていただけの場合には移動支援の対象とはなりません。

Q23. 冠婚葬祭にも移動支援を利用することはできますか。

A23. 利用することは可能ですが、原則として自宅から会場までの往路・復路のみが支援の対象となります。会場内においても介助等の支援が必要である場合には、その間の食事・トイレ等に伴う介助を含めて移動支援の対象となります。（介助等の支援が必要である場合については、Q&A末尾の＊2を参照してください。）

Q24. 競馬・競輪・競艇・パチンコなどのギャンブルを目的とした移動に利用することはできますか。

A24. 公費によって提供されるサービスとして、社会生活上必要不可欠な外出または余暇活動など社会参加のための外出とは認められないため、利用することはできません。

Q25. 居酒屋など飲酒の場への移動に利用することはできますか。

A25. 一般的な社会生活の延長であり、利用可能です。ただし、ガイドヘルパーと一緒に飲食（栄養補給等を除く。）をすることはできません。

Q26. 学校、通所の送迎に移動支援を利用することはできますか。

A26. 本市では、通園・通学・通所など通年かつ長期にわたる外出については、移動支援の対象とはしていません。自宅から通園・通学の送迎用バスの停車場所までの移動も同様です。

なお、医師の意見書等の提示により保護者の病気等の状況を確認できる場合には、特例的に月に7日(14時間)を目安に移動支援の利用を認めていますので、事前にご相談ください。

Q27. 1回の利用時間に制限はありますか。

A27. 支給決定を受けた時間数の中で、かつ一日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービスでの利用時間に制限はありません。

Q28. 旅行する際に、移動支援を利用することはできますか。

A28. 旅行の際に、移動支援（自宅から宿泊施設までの往路・帰路及び宿泊施設内における移動、食事、入浴、排せつ等の介助）を利用するすることは可能です。なお、その際は、利用者と事業者の間において支援計画について事前に調整してください。

Q29. 外出先で利用者とガイドヘルパーと一緒に食事をしている時間も、移動支援の対象となりますか。

A29. 外出先において食事の際に、ガイドヘルパーが利用者に同席し、介助等の支援が必要である場合は移動支援の対象となります。（介助等の支援が必要である場合については、Q & A末尾の＊2を参照してください。）

Q30. 支給決定時間数を超えて移動支援を利用することはできるのでしょうか。

A30. 本市の支給決定の時間数を超えた利用となる場合には、別途事業者との契約に基づき移動支援のサービスを利用することが可能ですが、支給決定時間数を超えた分の利用については、本市からの給付は行われません。

Q31. 日用品の購入（食品類、生活雑貨など、日常生活上必要な買物）に、移動支援を利用することはできますか。

A31. 社会生活上必要な外出として、利用可能です。

*1 通院時の院内介助の取扱いについて

平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」とされています。

この「場合により算定対象となる」について、本市では平成25年8月1日付け障生第1338号大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長通知により、以下のとおり判断のうえ対応するものとします。

- 医療機関における院内の介助については、医療機関の院内スタッフの対応を基本とする。

ただし、医療機関の院内スタッフにおける対応が困難な場合で、次のアまたはイのいずれかに該当する場合には算定(利用)を可能とする。

ア. 障がいの状況等により院内の介助が必要と認められる場合

- ・医師等との意思疎通が困難な場合
- ・見守り的な支援が継続的に必要な場合
- ・院内での移動の介助が必要な場合
- ・排せつ介助などの身体的介護を必要とする場合

イ. その他、院内における支援を必要と判断される場合

※ 医療機関が院内での対応が困難であることについては、障がい者本人やその家族及びサービス提供事業者が医療機関に口頭で確認する。

※ 原則的には院内介助は医療機関による対応を基本とすることから、医療機関の対応が困難な場合でサービス提供事業者が院内介助した場合においては、居宅介護計画等の支援計画に必ずその旨を詳細に記録するとともに、日々の支援内容の記録(日報)に具体的な支援内容を記録する必要がある。

- 医療機関における院内介助の取扱いについては、居宅介護における通院等介助及び重度訪問介護の移動加算部分におけるサービスを対象とする。

また、同行援護及び行動援護においても、通院時の支援を受け、医療機関における院内介助の必要性があった場合には、利用してもよい。

*2 介助等の支援が必要である場合について

プールやスーパー銭湯を利用したり、映画や観劇などを観賞したりする時間および食事等の時間については、利用者の状況が以下のいずれかの要件に該当するときは、介助等の支援が必要である場合と判断のうえ、その間の支援も含めて移動支援の対象とします。

なお、その場合であっても、スーパー銭湯や温泉などの入浴に伴う介助、プール遊泳中の介助などについては、ガイドヘルパーによる介助等の支援の対応が可能であるかどうか、事前に事業者に確認してください。

- ① 利用者一人では場内において危険が及ぶ可能性がある場合
- ② 身体の障がいにより、利用者一人では場内での移動が困難な場合
- ③ 知的または精神の障がいにより、利用者が場内での誘導を必要とする場合
- ④ 身体、知的または精神の障がいにより、利用者一人では場内での目的を達することが困難な場合
- ⑤ その他、食事、トイレなど場内において適宜、介助を必要とする場合

また、事業者の方におかれましては、このような支援を行った場合には、判断理由および支援内容をサービス提供記録に記載いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

◆利用者のみなさんへ

移動支援事業は、単独では外出が困難な障がい者(児)が、**社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など社会参加のための外出**をする際に、ガイドヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助および外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。

移動支援サービスの利用に際しては、利用者の属する世帯の所得の区分に従い、一定のご負担をいただきますが、その費用の大部分は福祉目的として公費によって賄われています。

このため、**通勤、営業活動など経済活動に係る外出や、宗教活動、政治活動に係る外出、公序良俗に反するなど社会通念上適当でない外出、ギャンブルなど社会生活上必要不可欠とは認められない外出など**については、**支援の対象外**としています。

また、公的な支援サービスの一つとして、**公平かつ公正な支給決定**を行うとともに、**安全確保**にも留意し、**利用者に対する支援を継続して行っていく必要があること**から、1か月あたりの支給時間数や公共交通機関の利用などについて定めています。

移動支援サービスの利用の申請や実際の利用にあたりましては、**本事業の趣旨・目的等を理解いただき、適切なサービスの利用をお願いいたします。**

◆移動支援事業者の方へ

利用者のみなさんにもお願いしているとおり、移動支援事業は、障がい者(児)に対する公的な支援サービスの一つとして実施していますので、本事業の趣旨・目的等をご理解のうえ、適切なサービスの利用にご協力願います。

本事業の運営にあたり、**適正なサービスが利用者に提供されているか、請求の内容に過誤等はないか**確認するため、事業者に対しまして、必要に応じて聴き取りや移動支援計画書の提出などの調査および指導監査を適宜実施いたします。これらの調査・指導監査の結果、不適切な事例や不正請求が判明した場合には、口頭・文書による是正指導を行い、費用の返還や、悪質な事案については本市の事業者登録を取り消すなどの処分を行います。

なお、移動支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて、市町村の判断により実施する地域生活支援事業であり、**援護の実施者である市町村ごとに対象となる外出の範囲や支援の方法が異なります**のでご注意ください。